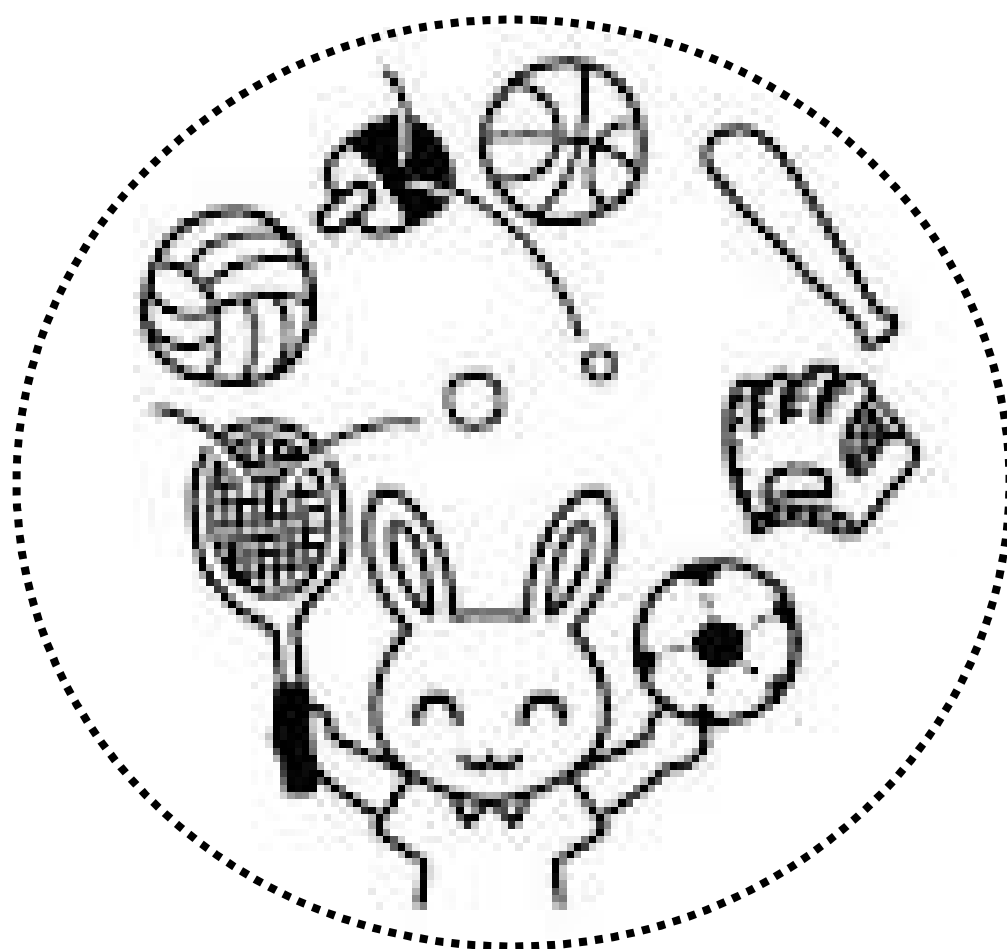


平成24年度

当別町スポーツ少年団本部

定期総会議案



日 時：平成24年8月30日（木）
午後6時00分～
場 所：白樺コミュニティーセンター
大研修室

当別町スポーツ少年団本部

総 会 次 第

- 1 開 会
- 2 本部長挨拶 当別町スポーツ少年団本部 本部長 村上 和男
- 3 来賓挨拶 当別町教育委員会 教育長 山内 秀治 様
- 4 議長選出
- 5 議 事
 - 報告第 1 号 平成 2 3 年度事業報告
 - 報告第 2 号 平成 2 3 年度収支決算報告
 - 報告第 3 号 平成 2 3 年度会計監査報告
 - 議案第 1 号 「西当アウルズFC」の脱退について
 - 議案第 2 号 平成 2 4 年度事業計画（案）
 - 議案第 3 号 平成 2 4 年度収支予算（案）
 - 議案第 4 号 役員改選について
- 6 その他
- 7 議長退任
- 8 閉 会

定期総会参加の皆様へ

個人情報保護法の理念に基づき、次のことを禁止致しますのでご理解願います。

- 1) 記載情報を定期総会参加者以外の者へ提供すること。
- 2) 記載情報を印刷・複製すること。
- 3) その他、定期総会の目的以外で記載情報を提供すること。

1 会議

- (1) 平成23年度石狩管内スポーツ少年団連絡協議会第1回役員会
時 期：平成23年4月14日(木)
会 場：江別市民体育館2階 会議室
出 席：村上本部長・櫻井事務局員

- (2) 平成23年度石狩管内スポーツ少年団連絡協議会総会
時 期：平成23年4月21日(木)
会 場：江別市民体育館2階 会議室
出 席：村上本部長・櫻井事務局員

- (3) 平成23年度当別町スポーツ少年団本部定期総会
時 期：平成23年5月18日(水)
会 場：当別町役場第二庁舎2階 会議室
出 席：11団体16名・本部役員6名

- (4) 「第3回とうべつ さわやか駅伝」実行委員会議
実行委員として木村副本部長を派遣。
時 期：第1回 平成23年7月28日(木) 第2回 平成23年8月17日(水)
 第3回 平成23年9月21日(水) 第4回 平成23年12月12日(月)
会 場：白樺コミュニティーセンター、ふれあい倉庫
出 席：木村副本部長・櫻井事務局員

- (5) 平成23年度北海道スポーツ少年団指導者・母集団研修会(道央ブロック)
時 期：平成24年2月26日(日)
会 場：札幌市中島体育センター2F講堂
出 席：太美ウォーリーズ野球少年団 1名

- (6) 平成23年度石狩管内スポーツ少年団連絡協議会第2回役員会
時 期：平成24年3月22日(木)
会 場：江別市民体育館2階 会議室
出 席：村上本部長・櫻井事務局員

2 事業

- (1) Sports for all 推進費付き自動販売機設置事業
(財団法人日本体育協会 国民スポーツ推進キャンペーン)
時 期：平成23年4月1日(金)～平成24年3月31日(土)
会 場：当別町総合体育館1階 エントランスホール

- (2) 当別町町民活動支援システムポータルサイト(ホームページ運営)
時 期：平成23年4月1日(金)～平成24年3月31日(土)

- (3) 平成23年度石狩管内種目別交流事業軟式野球交流大会(Bブロック)(スタルヒン杯)
時 期：平成23年5月3日(火)～5月29日(日)
会 場：江別市はやぶさ運動広場少年野球場
参 加：当別ウイングス野球少年団・太美ウォーリーズ野球少年団

- (4) 第3回とうべつ さわやか駅伝 雨天中止
時 期：平成23年10月2日(日)
会 場：JR石狩当別駅南口前他
参 加：6チーム
(FC当別U-12・当別ミニバスケットボール少年団男子・当別ミニバスケットボール少年団女子・太美ミニバスケットボール少年団女子・当別剣道少年団女子)
- (5) 平成23年度石狩管内種目別交流事業剣道交流大会
(第26回北海道スポーツ少年団剣道交流大会管内予選会)
時 期：平成23年10月22日(日)
会 場：当別町総合体育館
参 加：当別剣道少年団・西当別剣道少年団
- (6) 第26回北海道スポーツ少年団剣道交流大会
時 期：平成23年11月26日(土)、27日(日)
会 場：旭川市総合体育館
参 加：当別剣道少年団 1名
- (7) 平成23年度体力テスト
時 期：平成24年3月3日(土)
会 場：当別町総合体育館1階 アリーナ
参 加：91名
(当別ミニバスケットボール少年団・当別ウイングス野球少年団・太美ウォーリーズ野球少年団・FC当別U-12・当別剣道少年団・西当別剣道少年団)

3 講習会

- (1) 平成23年度スポーツリーダー養成講習会兼スポーツ少年団認定員養成講習会
時 期：平成24年1月28日(土)～29日(日)
会 場：江別市東野幌体育館 研修室
参 加：当別剣道少年団 2名、太美ミニバスケットボール少年団 1名、
太美ウォーリーズ野球少年団 4名

4 その他

- (1) 平成23年度団員募集チラシ配布
時 期：平成23年4月11日(月)
対 象：全児童
- (2) 平成23年度日本スポーツ少年団登録
時 期：平成23年7月15日(金)
登録者：8団体237名(指導者29名・団員204名・本部4名)

収入の部

(単位：円)

科目	予算額 (a)	決算額 (b)	比較 (b-a)	説明
繰越金	22,511	22,511	0	平成22年度会計より
加盟金	11,000	11,000	0	1,000円×11団体
補助金	264,000	264,000	0	当別町より
手数料	57,000	67,500	10,500	自動販売機設置手数料 (Sports for all推進費)
雑収入	89	4	85	預金利息
合計	354,600	365,015	10,415	

支出の部

(単位：円)

科目	予算額 (a)	決算額 (b)	比較 (b-a)	説明
負担金	25,000	25,000	0	石狩管内スポーツ少年団連絡協議会負担金
登録料	1,200	1,200	0	本部役員登録料
会議費	2,000	1,837	163	総会用飲物代
事業費	308,000	306,200	1,800	各単位団への事業費補助 (25,000円×11団体) 体力テスト (7,200円) スポーツ少年団認定員養成講習会 (24,000円)
事務費	13,400	8,480	4,920	振込手数料・郵送料・事務用品
予備費	5,000	580	4,420	葬儀 弔電代
合計	354,600	343,297	11,303	

収入総額 365,015円 - 支出総額 343,297円 = 差引残額 21,718円
(翌年度に繰越)

会 計 監 査 報 告

平成23年度当別町スポーツ少年団本部会計について、歳入歳出それぞれ預金通帳及び現金出納簿、証拠書類を審査・照合した結果、適正に執行・処理されていることを認め、ここに報告いたします。

記

- 1 監査期日 平成24年8月27日(月)
- 2 監査場所 当別町総合体育館指導員室

平成24年8月30日

当別町スポーツ少年団本部

監 事 武井 孝幸 ⑩

監 事 北村 浩二 ⑩

議案第1号 「西当アウルズFC」の脱退について

西当アウルズFCが平成23年度限りで解散しましたので、脱退の承認を求めます。

議案第2号 平成24年度事業計画(案)

1 会議

- (1) 平成24年度石狩管内スポーツ少年団連絡協議会第1回役員会
時期：平成24年4月27日(金)
会場：江別市民体育館2階 会議室
- (2) 平成24年度石狩管内スポーツ少年団連絡協議会総会
時期：平成24年5月10日(木)
会場：江別市民体育館2階 会議室
- (3) 第4回とうべつ「さわやか駅伝」実行委員会議
時期：平成24年6月～平成24年11月(計4回)
会場：白樺コミュニティーセンター
- (4) 平成24年度当別町スポーツ少年団本部定期総会
時期：平成24年8月30日(木)
会場：白樺コミュニティーセンター
- (5) 平成24年度石狩管内スポーツ少年団連絡協議会第2回役員会
時期：平成25年3月
会場：江別市民体育館2階 会議室

2 事業

(当別町スポーツ少年団本部事業)

- (1) Sports for all 推進費付き自動販売機設置事業
(財団法人日本体育協会 国民スポーツ推進キャンペーン)
時期：平成24年4月1日(日)～平成25年3月31日(日)
会場：当別町総合体育館1階 エントランスホール
- (2) 当別町町民活動支援システムポータルサイト(ホームページ運営)
時期：平成24年4月1日(金)～平成25年3月31日(土)
- (3) 「第4回とうべつ さわやか駅伝」
時期：平成24年9月30日(日)
会場：JR石狩当別駅南口前他
主催：「とうべつ さわやか駅伝」実行委員会
- (4) 平成24年度体力テスト
時期：平成25年3月2日(土)
会場：当別町総合体育館1階 アリーナ

(石狩管内スポーツ少年団種目別交流事業)

- (1) 平成24年度石狩管内種目別交流事業軟式野球交流大会(Bブロック)
時期：平成24年6月2日(土)～6月3日(日)
会場：江別市はやぶさ運動広場少年野球場
主管：江別市スポーツ少年団本部野球専門部

(2) 平成24年度石狩管内種目別交流事業駅伝競技北広島大会
時 期：平成24年9月16日(日)
会 場：北広島市
主 管：特定非営利法人北広島市体育協会

(3) 平成24年度石狩管内種目別交流事業剣道交流大会
時 期：平成24年10月7日(日)
会 場：恵庭市
主 管：石狩管内剣道スポーツ少年団連絡協議会

(石狩管内スポーツ少年団リーダー養成事業)

(1) 石狩管内スポーツ少年団リーダー研修事業
時 期：平成24年11月23日(金)～11月25日(日)
会 場：北海道立砂川少年自然の家
主 管：江別市スポーツ少年団本部

(石狩管内スポーツ少年団交流事業)

(1) 北海道スポーツ少年団地域交流事業(道央B)
時 期：平成25年 2月3日(日)
会 場：北広島市
主 管：北広島市スポーツ少年団本部

(北海道スポーツ少年団リーダー養成事業)

(1) 北海道スポーツ少年団リーダー研修会
時 期：平成24年12月26日(水)～12月27日(木)
会 場：北海道立総合体育センター

3 講習会等

(1) 北海道スポーツ少年団指導者研究大会
時 期：平成24年11月10日(土)～11日(日)
会 場：北海道立総合体育センター

(2) 平成24年度スポーツリーダー養成講習会兼スポーツ少年団認定員養成講習会(江別会場)
時 期：平成25年1月26日(土)～1月27日(日)
会 場：江別市東野幌体育館
主 管：江別市スポーツ少年団本部

(3) 北海道スポーツ少年団指導者・母集団研修会(道央B)
時 期：未定
会 場：未定

4 その他

(1) 平成24年度団員募集チラシ配布
時 期：平成24年4月18日(水)
対 象：町内各小学校全児童

(2) 平成24年度日本スポーツ少年団登録
時 期：平成24年8月

1 任 期 平成22年4月1日～平成24年3月31日(2年間)

2 役員体制

役 職	氏名	所属単位団
本部長	むらかみ かずお 村上 和男	当別柔道少年団
副本部長	きむら じゅんいち 木村 純一	西当別剣道少年団
監事	たけい たかゆき 武井 孝幸	KID スキーレーシングチーム
監事	きたむら こうじ 北村 浩二	当別ウイングス野球少年団
事務局員	ふじわら ひろみ 藤原 裕美	F C当別U-12
事務局員	さくやま あつし 作山 温史	太美ミニバスケットボール少年団

1 任 期 平成24年4月1日~平成26年3月31日

2 役員体制

役職	平成22年4月1日~ 平成24年3月31日	平成24年4月1日~ 平成26年3月31日
本部長	村上 和男 (当別町柔道少年団)	村上 和男 (当別町柔道少年団)
副本部長	木村 純一 (西当別剣道少年団)	木村 純一 (西当別剣道少年団)
監事	武井 孝幸 (KIDスキーレーシングチーム)	本間 美華 (当別剣道少年団)
監事	北村 浩二 (当別ウイングス野球少年団)	桃井 功 (太美ウォーリーズ野球少年団)
事務局員	藤原 裕美 (FC当別U-12)	中出 徳昭 (当別町卓球スポーツ少年団)
事務局員	作山 温史 (太美ミニバスケットボール少年団)	小出 真二 (当別ミニバスケットボール少年団)

当別町スポーツ少年団本部規約

(名 称)

第1条 本団体は、当別町スポーツ少年団本部(以下「本部」という。)と称し、事務局を当別町総合体育館内に置く。

(目 的)

第2条 本部は、当別町内に組織されているスポーツ少年団(以下「少年団」という。)を統括し、各団体の連絡調整を図るとともに、スポーツ活動の振興と普及を通して、青少年の健全な心身の育成に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 少年団の育成・指導に関すること。
- (2) 少年団の指導者及びリーダーの育成と確保に関すること。
- (3) 少年団活動を援助するための施設の提供及び用具の貸与等について便宜を図る。
- (4) 少年団の登録事務及び上部団体との連携に関すること。
- (5) 少年団相互の連絡調整及び他市町村との交流に関すること。
- (6) 広報活動及び情報収集に関すること。
- (7) その他、目的の達成に必要な事項に関すること。

(組 織)

第4条 本部は、町内に組織されているスポーツ少年団及び本部加盟少年団指導・運営経験者をもって組織する。

- 2 本部への加盟及び脱退については、総会の決議による。
- 3 運営費補助は加盟翌年度からとする。

(役 員)

第5条 本部には、次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
 - (2) 副本部長 1名
 - (3) 監事 2名
 - (4) 事務局員 2名
- 2 本部長、副本部長、監事、事務局員は総会において選出する。
 - 3 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、欠員により補充選任された場合は前任者の残任期間とする。また、役員は任期満了後も後任の役員が就任するまで、その職にあたるものとする。
 - 4 役員の職務は次のとおりとする。
 - (1) 本部長は、本部を代表し、会務を総括する。
 - (2) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が事故ある場合はその職務を代理する。
 - (3) 監事は、本部の会計を監査する。

(4) 事務局員は、本部の事務及び会計庶務を行う。

(会 議)

第 6 条 本部の会議は、総会及び役員会とする。

(総 会)

第 7 条 総会は、本部の議決機関として次の事項を審議する。

- (1) 本部の予算及び決算に関すること。
- (2) 本部の事業計画及び報告に関すること。
- (3) 役員を選出に関すること。
- (4) 規約の改廃に関すること。
- (5) その他、重要な事項に関すること。

- 2 総会は、各加盟少年団から選出された 2 名の代議員及び第 5 条に定める役員をもって構成する。
- 3 総会の議長は、出席代議員の中から選出する。
- 4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、賛否同数の場合は議長の決するところによる。
- 5 総会は、毎年 1 回本部長が招集する。ただし、本部長が必要と認めるときは、臨時に招集することができる。

(役員会)

第 8 条 役員会は、必要に応じて本部長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 総会提出議案。
- (2) 総会委任事項。
- (3) 会務・会計執行に関する事項。
- (4) 緊急事項。
- (5) その他、本部長が必要と認められた事項。

- 2 役員会は、本部長、副本部長及び事務局をもって構成する。
- 3 役員会の議長は、本部長が務める。
- 4 監事は、役員会に出席し、意見を述べることができる。

(経 費)

第 9 条 本部の経費は、補助金、寄付金、加盟金、手数料、雑収入をもってあてる。

(加盟金)

第 10 条 加盟少年団は、毎年度総会の議決により定められた加盟金を納付することとする。

- 2 加盟金は、年間 1 団体につき、1,000 円とする。

(事業年度)

第 11 条 本部の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(規 則)

第 12 条 本規約は、総会において出席者の過半数以上の同意を得なければ、変更することができない。

(補 則)

第13条 本部の規約を実施するために必要な細則は、総会の議決で別に定める。

附 則

- 1 この規約は、昭和53年5月1日から施行する。
- 2 この規約は、平成4年9月11日から施行する。
- 3 この規約は、平成7年6月19日から施行する。
- 4 この規約は、平成14年6月12日から施行する。
- 5 この規則は、平成20年5月30日から施行する。
- 6 この規則は、平成21年5月27日から施行する。